

【新人生歓迎大特集】
【特別企画】
新人生にすすめる五冊の本 全国大学法学部長
座談会／
現役生が語る大学生活へのアプローチ
【新人生歓迎インタビュー】
西戸春夫 早稲田大学教授

94.4

法学セミナー

日本評論社

人・事件・裁判——
ヒューマンな眼で追う



Hoちゃん 矢がもの巻 藤山成二



©J. FUJIYAMA

94.4 法学セミナー 特集バージョンアップ法学入門 検証・政治改革 472 日本評論社

©Nippon Hyoronsha, 1994 PRINTED IN JAPAN 凸版印刷株式会社印刷

有斐閣 出版案内

(定価は税込み)
東京・神田・神保町2 / Tel: 03-3265-6811

オリエント・シシ法学部

篠塚昭次・板倉 宏著
(有斐閣リブレ) 定価七〇〇円
法学部新入生にその入口から出口までを簡潔にガイドする好評の書。
若者たちと法を学ぶ
伊藤博義著 共感を呼ぶ好入門書。四六判 定価一九五七円

民法講義

北川善太郎著 全5巻完結ノ
相互参照を工夫した最新の書。
I 民法総論 一九五七円 II 物 権 二〇六〇円 III 債権総論 二〇六〇円 IV 債権各論 二五七五円 V 親族相続 二一六三円 A5判
民法講義ノート (5) 債権 各論第2版
中井美雄・長尾治助著
(有斐閣新書) 定価一一三三円

商法第4版

服部栄三・北沢正啓編
(有斐閣双書) 定価一六四八円
リチャード商法入門 第3版
北沢正啓・浜田道代著
(有斐閣リブレ) 定価一〇三〇円
目で見える商法教材
田村諱之輔・戸塚登・落合誠一編著 B5判 定価一五四五円
会社法を学ぶ第4版
長浜洋一・平出慶彦編
(有斐閣選書) 定価二一六三円
会社法読本第3版
田村諱之輔・戸塚登編
(有斐閣選書) 定価二〇六〇円
刑法判例集第2版
福田 平・大塚 仁編
(四六判カバ付) 定価一九五七円

有斐閣法律用語辞典

●ハンディサイズに最大の収録項目数、信頼度抜群の決定版
内閣法制局法令用語研究会編 四六判上製 定価六一八〇円
絶賛ノ 編集協力 大 ●総収録項目 一三四〇〇余項目
広く使われる一般的な用語から実務上必要となる専門的な用語までを、正確かつ平明に解説した最新辞典!

法律文化社 〒603京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71 ☎075(791)7131 / 表示価格は税込

現代法双書最新版

現代理論法学入門

田中成明 編 ●二九八七円
実践哲学・社会理論等の影響のもと、新しい法学の知を切り拓くべく法分野をこえて活性化してきた「理論法学」の動向・全体像をコンパクトかつわかりやすい構成で展開。

現代法社会学入門

棚瀬孝雄 編 ●二九八七円
法社会学とは、何を学ぶ学問なのか? 社会理論、経済学、心理学等を積極的に吸収し、固有の学を追求しようとする今日の法社会学の到達点を知るための格好の入門書。

現代商法入門

(四訂版) 蓮井良憲・平田伊和男 編 ●二八八四円
平成五年改正法を盛り込み、新判例を補足した最新版。企業組織・活動・取引決済の三編にわたって、商法の全般をわかりやすく解説する。

現代経済法入門

(第三版) 丹宗暁信・厚谷襄児 編 ●二八八四円
ガット・ウルグアイラウンド、EC統合などをふまえて、独禁法の新たな展開をもとに加筆。経済法制の動態状況を簡潔に解説した本格的テキスト。

法と市民 (改訂版)

伊藤護也・中妻洋郎・富井利安 著 ●二四七二円
法のしくみやはたらき、身近な法を最新の判例を加えて解説。

新家族法入門

中川 淳 著 ●二六六六円
現代的課題をふまえた家族法の考え方を概説した基礎的入門書。

会社法要説 (三訂版)

蓮井良憲 編 ●二八八四円
平成五年改正法を取り入れ、実務の重点にも注目した最新版。



日本が知らない戦争責任

韓国人被害者ら [連載④]

五〇年ぶりに告訴・告発



弁護士 戸塚悦朗

五〇年ぶりの提訴

元日本軍「従軍慰安婦」、韓国挺身隊問題対策協議会（提対協）が二月七日、日本の検察当局に対し、公式に責任者の処罰要求をした。残念ながら、検察当局は誠意ある対応をしなかった。

同日午後二時、元日本軍「慰安婦」二七名が、「慰安婦」を奴隷化した日本軍関係者らの処罰を求める告訴状を東京地方検察庁に提出した。同時に、提対協も、告発状を提出した。

この日、東京地検を訪ねたのは、韓国から告訴状を携えて来日した姜徳景（カン・ドッキョン）さんら「慰安婦」代表六名、提対協総務・李美卿（イ・ミギョン）さん、朴元淳（パク・ウォンスン）弁護士ら提対協代表五名である。通訳五名、介護者九名、日本人弁護士六名も立ち会った。

記者会見（1994.2.7. 第二東京弁護士会）



「慰安婦」被害者、李総務、朴弁護士は「あまりにも誠意のない態度である」「この問題が国際問題化していることを全く理解していない」と、失望と怒りをあらわにしていた。「韓国では、告訴状・告発状は、受理するのが普通で、検察官は誠実に対応しなければならぬ」と朴弁護士は言う。被害者らは、検察庁前で、「責任者を処罰せよ」などとアピールし、結果を待っていた報道関係者を前に、東京地検と日本政府に対する抗議の意思表示を繰り返した。

残念な拒否回答

この告訴状・告発状の提出に立ち会った筆者ら六人の日本人弁護士は一致した感想だが、「告訴状・告発状を一応は預かって、国際法上の諸問題などの十分な研究の後に、受理・不受理を決定するというような柔軟性を示すことが、なぜできなかったのだろうか」という疑問だ。

被害者らは、筆舌に尽くし難い被害を日本帝国軍・政府によって受けた。その大筋の事実、自民党政権下の日本政府でさえも承認し、謝罪している。その謝罪の誠意さえ疑われる対応だった。被害者らは五〇年近くも、被害の後遺症に悩まされてきた。しかも、はるばる韓国から自費で来日しているのである。その気

戸塚悦朗氏 一九七三年から弁護士（第二東京弁護士会）。スモン訴訟、精神障害者の人権擁護、日弁連司法改正阻止実行委員会、第二東京弁護士会人権擁護委員会などの日本における人権擁護活動に従事したほか、ILHR（国際人権連盟）、WFMD（世界精神保健連盟）などのNGO代表として、また、IED（国際教育開発 東アジア代表、IFOR（国際友和会）代表など国連NGOを通じて、国際人権擁護活動に従事。

筆者も、被害者らの要請を受けて、告訴状等の提出に立ち会ったので、経過を報告したい。

告訴状、告発状は、別途資料として掲載することとして（告訴状本誌一〇六頁に掲載）。告発状は次号に掲載、その詳細は省略したい。被告発者は「氏名不詳」の者多数である。被告発事実、被害者らの体験と提対協などの調査事実に基づく、被害者らの連行、奴隷化の具体的内容である。

誠意のない検察

検察庁一階の待合室で、告訴人らに面接したのは、東京地検直告係の清藤検事である。同検事は、告訴状、告発状を斜め読みした後、「受理できない」と述べた。その理由は①時効の完成②被告告訴人が不特定である③被告発事実が不特定である④罰則が不備である以上の四点で「形式が整っていない」という。

これに対し、韓国で検察官を経験している提対協顧問の朴元淳弁護士は、①時効は、人道に対する罪などの国際法上の犯罪の場合は通用されないはずである②被告告訴人は、氏名こそ特定していないが、具体的な被害事実は特定しており、捜査によって十分特定できるはずであり、その捜査の責任は、日本の検察当局にある③被告発事実、十分に特定できている④罰則は、戦争犯罪、人道に対する罪などで、これらも処罰可能な場合である。具体的犯罪事実は、当時の日本法上も犯罪であったはずである。

このような反論をしたが、担当検察官は、これを一切受け付けなかった。二時間近い交渉の結果、担当検事は「これで終わります」と席を立って、立ち去ってしまった。

の適用は、国際法違反になる。この場合は、訴追時効の規定を適用すれば、それ自体が国際法違反で、無効な行為である」という。なぜなら、国際法は国内の法律に優先するからである。そうであるとするなら、当時の国内法の適用も可能で、憲法上の問題もクリアーできるはずだ。さらに朴弁護士は「国際法による処罰もできるはずだ」と主張している。少なくとも、このような点についての検討抜きに、告訴状、告発状をつき返すのはいかなるものであろうか。

前例のない事件だから、困難な問題であることは認めるが、慎重な検討をする必要があったといわざるを得ない。

第三に、現行法上、日本の当局が被害者らの要望に沿うことができないとすれば、今後日本政府としていかなる措置が必要かについて、真剣な検討を開始することが必要であろう。国際友和会（国際NGO・IFOR）は、二月七日細川首相あてに勧告を送付した。日本軍「慰安婦」に対する加害行為を処罰することは、日本の国際法上の義務であること、処罰要求に対応する「戦争犯罪・人道に対する罪等を処罰する法律」を制定すべきであることなどを勧告している。日本政府・国会は、直ちにこの勧告に対して誠実な対応をすべきであろう。

東京地検の対応を含め、これらの問題は、この時点で開催中の国連人権委員会でも討議されるであろう。国際社会が、この処罰問題を厳しく注視していることを忘れてはならない。

本稿は、拙稿「国際人権レポート」（週刊法律新聞）に連載中）に加筆・訂正したものである。

（とつか・えつろう）

告訴状

告訴人 別紙目録に同じ

告訴人たちの連絡先

韓国ソウル特別市中区愛忠洞一街三八一八四
女性平和の家B—1

韓国挺身隊問題対策協議会

日本での連絡先

東京都新宿区西早稲田二—三—一八

日本キリスト教協議会女性委員会気付

被告訴人 氏名不詳者多数

上記被告訴人たちに対して以下のように戦争犯罪及び人道に対する罪など、被疑事件として告訴するので処罰して下さいようお願い致します。

以下

一、告訴人たちは一九三〇年代から四〇年代にかけて当時の日本帝国の官僚や軍人、または彼らの囑託をうけた民間人らによって、拉致、詐欺、強制によりいわゆる挺身隊として動員され、日本軍人たちの性奴隷となった者たちです。告訴人たちはその当時、地獄の

ような生活をしながらも生きながらえ、その当時の傷によって現在まで正常な社会活動ができない状況にあります。さらに告訴人たちの大部分は子どもの出産が不可能であり、扶養してくれる家族もなく、生きる苦しみ味わっており、また、出産に成功したとしても、子どもたちも母の過去のために、肉体的、社会的困難を経験しており、告訴人たちの過去のために二世代及び未来の世代にまで苦痛の荷が引き継がれている状態です。

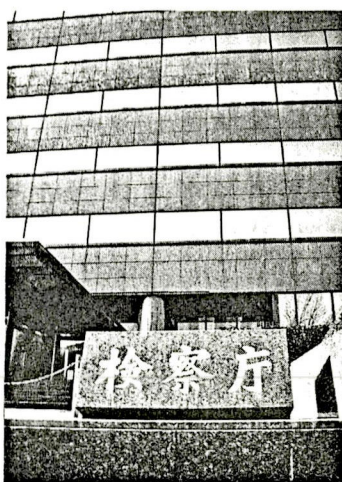
二、告訴人たちが日本軍の性奴隷とされた経緯、性奴隷として監禁、暴行、強姦された事情、戦争が終わって帰国した状況、その後の過程や社会生活の困難さについては別添の証言集に詳しく記されています。

しかし、告訴人たちが受けた犯罪行為を要約すれば次のようになります。まず、ほとんどが未成年者の幼い少女であった告訴人たちは性についてまったく無知であり、自らの運命を知らぬまま性奴隷とされました。その過程は強制連行、詐欺行為などによって行われました。もし、性奴隷とされることを知っていたら、誰もこれに応じたり、黙って行っていたりはしなかったでしょう。これは純真無垢な幼い少女たちを地獄に連れていった行為に他なりません。告訴人たちは各地の日本軍駐屯地を移動しながら、日本軍の性奴隷に転落させられました。最初は抵抗する告訴人たちは絶え強姦し、このような強姦が続く中で告訴人たちは絶

望と嘆息の中で歳月を送りました。引き続き監禁状態の中で厳重な監視が付きまとい脱出は到底不可能でした。抵抗したり、脱出を試みたり、軍人の要求に従わないなどの理由で暴行、殴打され、これによって告訴人たちは様々な傷で満身創痍となりました。

告訴人たちは法律に無知ですが、告訴人たちが受けた被害は人類の歴史上類例を探すことのできない残酷な犯罪行為であると断定します。告訴人たちは単純に一度の強姦によって処女性を失ったのではなく、長い歳月にわたる屈辱と強姦と傷によって人間としてのあらゆるものを失いました。人間としての最小限の自尊心、人間に対する信頼を喪失した告訴人たちは、絶望の淵からようやく生きながらえてきました。

三、歳月が流れて告訴人たちの問題が国際社会に提起され、告訴人たちが受けた苦痛が紹介されました。



▲東京地方検察庁

を集めるならば犯罪者を捜し出すことが可能でありましょう。

告訴人たちは正式に要求します。そして告訴人たちの目で確認しようと思います。どのような者たちが告訴人たちをそのような状況におとしたのかを。どのような野獣のような人間たちが同じ人間をそのようなことができたのかを。

添付書類 証言録 姜徳景外一四人

一九九四年二月七日

右 告訴人 別紙目録に同じ

告訴人連絡先

東京都新宿区西早稲田二—三—一八

日本キリスト教協議会女性委員会気付

日本国 東京地方検察庁 検事正殿

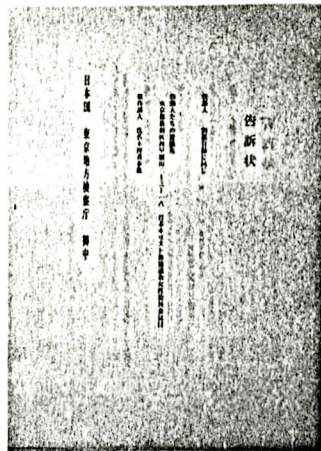
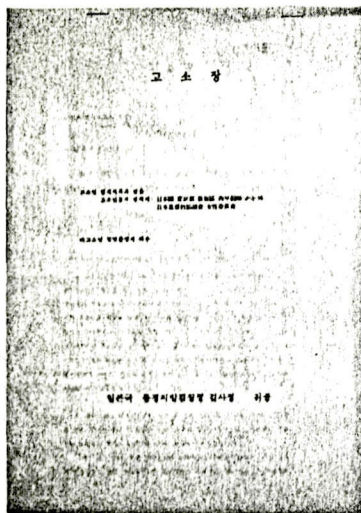
別紙目録

告訴人名簿

姓名 住所 印

姜徳景(カン・トクキョン) ほか二十七名

三八一八四女性平和の家B—1 大韓民国ソウル市中区愛忠洞一街



▲告訴状原本表紙(左)と日本語訳(右)

しかし、依然として日本政府は、告訴人たちが受けたその試練と苦痛をいたわろうとする努力をしておりません。言葉の遊びにすぎない謝罪発言、日本政府が保管しているという多くの記録を公開せず、賠償責任を回避するなどが、まさにこのような日本政府の態度を示す事例です。

こうした日本政府の態度は告訴人たちの胸にもう一つの傷を与えることと同じです。耐えに耐えた憤りが

再びわきおこっていることを告訴人たちは感じています。今になってもその犯罪事実を隠蔽し糊塗しようとするとは、人間の顔をしてどうしてそのようなことができるのかというのが、告訴人たちの正直な思いです。

告訴人たちはすでに捨てた身であり、失われた靈魂です。日本政府がいくら謝罪し、補償しようとも、その滅ばされた身体と失われた靈魂は甦りません。ただ、わたしたちが望むことは日本政府が率直な態度で再びこのようなことが起こらぬよう努力するという決意をし、その証しとして、告訴人たちに対する賠償と教科書への記述、記念館の建立などをせよということです。

四、しかし、このような善意と自らの意思による日本政府の措置を期待することができないということを経験した告訴人たちは、いま最後に、告訴人たちをこのような状況におとした加害者たちを探し、処罰せよという要求をしようと思います。告訴人たちの要求はその法的根拠や基礎がいかなるものであれ、人間の良心と常識、正義感に基づいております。告訴人たちは、その当時、誰がどのような構想のもとに性奴隷制としての軍慰安婦制度を草案し、企画し、実行したのか知りませんでした。しかし、今日、多くの歴史学者たちが明らかにしたところによれば、その犯罪行為に加担した者たちを捜し出すことができるだろうと確信します。のみならず、告訴人たちが配置された場所と部隊などを告訴人たちが記憶しているの、その部隊の部隊長をはじめとする幹部たちを捜し出すことも難しくないと思います。このすべての資料と記憶の片鱗